

国民議会議員の選挙に関する法律

カンボジア国王は、

－カンボジア王国の憲法

－2013年9月24日付第 NS/RKT/0913/903 号のカンボジア王国政府の任命に関する勅令

－1994年7月20日付第 02/NS/94 号の閣僚評議会の構成及び運営に関する法律の公布のための王令

－1998年4月8日付第 CHOSOR/RKM/0498/06 号の憲法院の構成及び運営に関する法律の公布のための王令

－2007年1月31日付第 NS/RKM/0107/005 号の憲法院の構成及び運営に関する法律改正法の公布のための王令

－カンボジア王国首相の建議

を理解し、下記の法律を公布する。

第5期国民議会の2015年3月19日の臨時会議において成立し、第3期上院議会の2015年3月23日の第6回本会議において法律の構成及び精神を審議及び確定され、憲法院の2015年3月24日付第 154/001/2015CC 号の決議によって合憲を宣言された国民議会議員の選挙に関する法律

第1章

総則

第1条

本法は、カンボジア王国の国民議会議員選挙の手續及び運営を規定することを目的とする。

第2条

国民議会議員選挙は、複数政党による自由民主主義の原則に従って運営するものとする。

第3条

国民議会議員選挙は、5年ごとに行うものとする。

投票日は、内務大臣の建議により、首相が定め、公示するものとする。

国民議会議員選挙は、以下の場合を除き、日曜日に1日のみ行うものとする。

- －不可抗力。この場合、選挙日は延期とする。
- －任期満了前の国民議会の解散。この場合、国民議会の解散から 60 日以内に選挙を行うものとする。
- －憲法第 78 条第 5 項に基づく国民議会の会期の延長

第 4 条

国民議会議員選挙の管理は、国家選挙管理委員会の構成及び運営に関する法律で定めた国家選挙管理委員会の管轄とする。

第 2 章

選挙制度及び議席の決定

第 5 条

国民議会議員は、全体を対象とした普通、自由、公明正大、平等、直接及び秘密投票の方法により、選ばれるものとする。

選挙制度は、首都及び州を選挙区とする比例代表制とする。

第 6 条

国民議会は、以下のとおり州選挙区に配分された 125 議席以上とする。

－ Banteay Meanchey	6 議席
－ Battambang	8 議席
－ Kampong Cham	10 議席
－ Tbong Khmum	8 議席
－ Kampong Chhang	4 議席
－ Kampong Speu	6 議席
－ Kampong Thom	6 議席
－ Kampot	6 議席
－ Kandal	11 議席
－ Koh Kong	1 議席
－ Kratie	3 議席
－ Monduliri	1 議席
－ Phnom Penh	12 議席
－ Preah Vihear	1 議席
－ Prey Veng	11 議席
－ Pursat	4 議席
－ Ratanakiri	1 議席
－ Siem Reap	6 議席

－ Preah Sihanouk	3 議席
－ Stung Treng	1 議席
－ Svay Rieng	5 議席
－ Takeo	8 議席
－ Kep	1 議席
－ Pailin	1 議席
－ Uddor Meanchey	1 議席

第 3 章 政党代理人及び選挙監視人

第 7 条

選挙に立候補する各政党は、各投票所で選挙の監視に参加する政党代理人として、その選挙人名簿の中から、主たる 1 名と補欠 1 名の 2 名の代表者を任命する権利を有する。

主たる代理人は、投票所に入ることを認められる。

補欠の代理人は、主たる代理人が欠席の場合に交代することを認められる。

各政党は、その政党代理人を変更する権利を有する。

第 8 条

国民議会選挙に立候補する候補者名簿を有する政党は、本法第 37 条の定めにより候補者名簿が掲示された日から 7 日以内に、主たる及び補欠の代理人を登録するため コミューン／サンカット選挙管理委員会に申請書を提出するものとする。

政党の登録書には、氏名、生年月日、住所、並びに コミューン／サンカットの投票所及び代理人が業務を行う投票所の選挙人登録証明を記載するものとする。

第 9 条

コミュニティ／サンカット選挙管理委員会は、本法第 7 条及び第 8 条に定める適切な資格を有する政党代理人を登録し、身分証明書を発行するものとする。

正規及び補欠代理人が本法第 7 条及び第 8 条で規定した要件を満たすことができない場合、コミュニティ／サンカット選挙管理委員会は、書面により当人の名前を却下し、申請書の受領から 3 日以内に、その政党に対して却下する旨の書面を送付するものとする。

政党は、却下に関する書面による通知を受領後 3 日以内に、コミュニティ／サンカット選挙管理委員会に却下された政党代理人に代わる正規及び補欠代理人の登録を再度申請する権利を有する。

第 10 条

協会及び非政府組織は、監視人として選挙に参加するため、その代表者を送ることができる。

協会及び非政府組織は、国家選挙管理委員会の規則及び手続によって定められた時間枠、様式及び手続に従って、国家選挙管理委員会に代表者の登録を手配し、申請するものとする。

第 11 条

国家選挙管理委員会は、その規則及び手続で定めた適切な資格を有する協会及び非政府組織の監視人を登録し、身分証明書を発行するものとする。

第 12 条

監視人が適切に資格を満たさない場合、国家選挙管理委員会は、申請書の受領から 3 日以内に、選挙監視の申請を行った協会及び非政府組織に対し、当人の却下を書面により行うものとする。

第 13 条

協会及び非政府組織は、却下に関する書面による通知を受領後 3 日以内に、コミュニケーション/サンカット選挙管理委員会に却下された監視人に代わる監視人の登録を再度申請する権利を有する。

第 14 条

適格認定された各政党の代理人は、国家選挙管理委員会の規則及び手続に従って投票所及び開票所で立ち会う権利を有する。

第 15 条

投票及び開票の手続の監視において、政党代理人は、自己が目撃した本法又は選挙の規則及び手続の違反に対して異議を唱えるか、不服を申し立てる権利を有する。

第 16 条

本法第 15 条に定める異議又は不服は、違反発生時又はその後で、投票所委員長又は開票所委員長に対して行うものとする。

第 17 条

本法第 15 条及び第 16 条に定める異議及び不服の手続は、国家選挙管理委員会の規則及び手続によって定めるものとする。

第 18 条

投票及び開票の手續の監視において、政党代理人は、以下を行ってはならない。

- －選挙及び開票の担当職員に指示を与える、又はこれらを非難すること。
- －選挙及び開票の手續を中断させる、又は妨げること。
- －投票所委員長又は開票所委員長以外の者に対して、異議を唱える、又は不服を申し立てること。
- －本法の規定又は国家選挙管理委員会の規則及び手續に違反すること。

第19条

投票及び開票の手續の監視において、監視人は、以下を行ってはならない。

- －選挙及び開票の担当職員に指示を与える、又はこれらを非難すること。
- －選挙及び開票の手續を中断させる、又は妨げること。
- －本法の規定又は国家選挙管理委員会の規則及び手續に違反すること。

第20条

国家選挙管理委員会は、選挙の監視を行う政党、協会及び非政府組織に対し、国民議会議員選挙の管理及び運営、本法の重要規定、並びに選挙に関する規則及び手續について周知するものとする。

第21条

国家選挙管理委員会は、選挙の監視に参加するため、外国非政府組織、外国国家及び国際組織の代表者を招請するものとする。

第22条

国家選挙管理委員会は、本法の規定に従って、政党代理人及び監視人に関する規則を作成することができる。

第4章

選挙に立候補する政党及び候補者名簿の登録

第23条

国民議会議員選挙の候補者として立候補する権利及び意思を有するクメール国民は、以下の要件を満たすものとする。

1. 出生時からクメール国籍であること。
2. 選挙日において25歳以上であること。
3. 選挙権を有し、選挙人名簿にその名前が登録されていること。
4. カンボジア王国内に居住していること。
5. 選挙に立候補する登録政党によって指名されていること。

第 24 条

以下の者は、国民議会議員選挙の候補者として立候補する権利を有しない。

1. 在任中の公務員，裁判所職員，カンボジア王国軍の構成員及び国家警察の構成員，並びに宗教指導者，又は
2. 裁判所から重罪若しくは軽犯罪の有罪宣告を受け，更生していない者，又は
3. 選挙権の剥奪若しくは選挙に立候補する権利の剥奪の判決を受けた者，又は
4. 心身喪失者若しくは管轄省庁によって認定された一般後見人の管理下にある者，又は
5. 国家選挙管理委員会によって，投票権が一時的に取り消されているか，その名前が選挙人名簿から削除されている者，又は
6. 国家選挙管理委員会及びあらゆる水準の選挙管理委員会の構成員，又は
7. 司法官職高等評議会の構成員，又は
8. 憲法院の構成員

第 25 条

公務員，裁判所職員，国家警察の構成員，カンボジア王国軍の構成員，憲法院の構成員，司法官職高等評議会の構成員及び宗教指導者であって，国民議会議員選挙に立候補することを希望する者は，選挙運動が開始する 7 日前までに職務を辞任するか，宗教職を放棄するものとする。

当選した場合，その者は，階層順位により，該当する省庁又は機関に対し，その委任期間について職務を免じるよう申請するものとする。当初の勤務を行わない期間中，昇格，昇級及び退任における勤続年数の維持に関する権利を自動的に留保する。

国民議会議員としての任期の満了時に，その者は，以前の省庁又は機関に戻ることができるが，その地位は，関係省庁又は機関が決定するものとする。

第 26 条

本法第 23 条及び第 24 条を実施する形式は，国家選挙管理委員会の規則及び手続によって定めるものとする。

第 27 条

選挙に立候補する政党の登録の受付は，投票日の 90 日前に開始するものとする。

国民議会議員選挙に立候補する政党を正式に登録するために，政党は，国家選挙管理委員会に対し，投票日の 70 日前までに国家選挙管理委員会が承認した書式で申請書を提出するものとし，以下の文書を提供するものとする。

1. 内務省が発行した政党登録証明書の写し
2. 政党の正式名称，並びにその頭文字及びロゴ
3. 政党本部の住所

4. 全国の全候補者の名簿。名簿は、国民議会の議席の少なくとも3分の1に相当する正式な候補者の数、及び正式な候補者の数に等しい補欠候補者の数を記載するものとする。
5. 政党が立候補を希望する選挙区に相当する選挙区の名称、及び相当する候補者名簿。選挙区の名簿の候補者数は、当該選挙区に割り当てられた議会議席数と同一とし、国家選挙管理委員会が提供した書式と一致するものとする。1議席又は2議席のみの選挙区については、少なくとも3名の補欠候補者がいるものとする。
6. 政党が収入（提供元の如何を問わず、寄付金を含む）を預金している、カンボジア国立銀行が認定したカンボジア王国内の銀行の当該政党の銀行口座を表示した銀行取引明細書
7. 政党の定款その他政党の設立を証明する文書
8. 自由に、公明正大に行われる選挙に参加し、その結果を受け入れるとともに、国民議会議員の選挙に関する法律、行動規範及び政党に関する法律を遵守して参加することを誓約する政党の声明文
9. 政党の執行委員会若しくは常任委員会、又はこれらに相当する政党の組織の構成員の名簿
10. 国庫が発行した1,500万リエルの保証金の領収書。この保証金は、有効投票の3%以上又は国民議会の1議席を獲得した場合、当該政党に返金するものとする。

国民議会が任期の満了前に解散した場合、選挙に立候補する政党の登録は、解散から10日で行われるものとする。

第28条

各選挙区の候補者名簿は、以下を記載するものとする。

1. 政党が決定した優先度順に降順で記載された候補者の名前
2. 当該候補者が登録されたコミュニケーション／サンカット当局が発行した選挙人登録証明
3. 選挙に立候補する政党による該当選挙区での指名を受諾する各候補者の宣誓

第29条

各候補者は、1つの選挙区に限り候補者名簿に名前を記載するものとする。

複数の選挙区で候補者名簿に名前が記載された候補者は、当人が別の政党の候補者となることを求めたとしても、国家選挙管理委員会により選挙候補者となる権利の喪失を宣言される。

第30条

国家選挙管理委員会は、国民議会議員選挙に立候補する政党の申請日を決定するも

のとする。

国家選挙管理委員会は、政党の登録申請の日付、場所及び期間を公示するものとする。

政党の登録申請期間は、15日間継続するものとし、毎日午前7時に開始し、午前中は11時30分まで、午後には14時から17時30分までとする。

国民議会が任期の満了前に解散した場合、選挙に立候補するための政党の登録申請期間は、国家選挙管理委員会が別途定めるものとする。

国家選挙管理委員会は、受領者の署名又は拇印を付した申請受領書を発行し、当該政党に提供するものとし、また、保管用として1通を保持するものとする。

第31条

国家選挙管理委員会は、申請を受領後7日以内に、選挙に立候補する政党の登録申請書を審査するものとする。

国民議会が任期の満了前に解散した場合、国家選挙管理委員会は、選挙に立候補する政党の登録申請書を直ちに審査し、決定を下すものとする。

国家選挙管理委員会は、選挙に立候補する政党の登録申請に同意する場合、当該政党に対し、その登録を証明する書簡を発行するものとする。

国家選挙管理委員会は、本法第23条、第24条、第25条、第26条、第27条及び第28条に定める要件を政党が満たしていないとした場合、要件を充足することができるよう、当該政党にその旨を通知するものとする。

当該政党は、通知を受領した日から5日以内に、満たしていない要件を充足するものとする。

国民議会が任期の満了前に解散した場合、当該政党は、選挙に立候補する政党の登録が締め切られる前に、要件を充足するものとする。

この期間が満了した時点で政党が要件を満たしていない場合、国家選挙管理委員会は、当該政党が選挙に立候補するための登録を放棄したものとみなすものとする。

第32条

本法第23条、第24条、第25条又は第28条に定める規定に従って、立候補又は候補者名簿が却下された場合、国家選挙管理委員会は、以下を行うものとする。

- 一 却下理由及び却下日を記載した却下書又は候補者名簿を作成すること。
- 一 当該候補者及び当該政党に対し、却下書の写しを提供すること。
- 一 「本法第33条に従って、却下通知の受領から5日以内に、書面により憲法院に抗告することができる」ことを当該候補者及び当該政党に知らせること。
- 一 国民議会が任期の満了前に解散した場合、候補者又は当該政党は、書面により憲法院に即時抗告することができる。
- 一 情報提供のため、憲法院に却下書の写しを送付し、保管用に写しを保持すること。

第 33 条

国家選挙管理委員会によって却下された政党の立候補又は候補者名簿について、候補者又は当該政党は、却下通知を受領後 5 日以内に、書面により憲法院に抗告する権利を有する。

国民議会が任期の満了前に解散した場合、候補者又は当該政党は、書面により憲法院に即時抗告することができる。

却下決定の写し及び抗告書を受領したが、当該政党又はその代表者が本条第 1 段落及び第 2 段落で明示した時期に従って抗告を提起しなかった場合、当該政党は、抗告を行わなかったものとみなされる。

憲法院は、抗告を受領後 10 日以内に、これを審査し、決定を下すものとする。

第 34 条

憲法院は、抗告に同意する場合、当該政党又はその代表者に対し、決定及び通知を発行するものとし、また、国家選挙管理委員会に対し、当該政党を国民議会議員選挙に立候補する政党一覧に直ちに登録するよう命じるものとする。

憲法院から決定を受領後、国家選挙管理委員会は、当該政党に対し、選挙に立候補する政党の登録を証明する書簡を発行するものとする。

国家選挙管理委員会は、この書簡の写しを憲法院に送付するものとする。

第 35 条

憲法院が抗告を棄却する決定をした場合、この決定は、最終的とし、異議を申し立てる方法を遮断する。

憲法院は、当該政党又はその代表者にこの決定の写しを付与するものとし、また、国家選挙管理委員会に対し、この決定の写しを送付するものとする。

第 36 条

抗告について判断するため憲法院が行う聴聞又はその一部は、公開とする。

憲法院は、抗告の聴聞日、場所及び時間を掲示するものとする。

第 37 条

選挙に立候補する政党の登録の終了後、又は／及びすべての不服申立て及び抗告が最終的に解決した後、国家選挙管理委員会は、規則及び手続に従って、選挙に立候補するすべての登録政党の一覧、及び首都／州の選挙区のその候補者名簿を掲示するものとする。

第 5 章

投票所

第 38 条

国家選挙管理委員会は、その規則及び手続に従って、各コミューン／サンカットに 1 か所以上の投票所を設置することを決定するものとする。

各投票所は、特定の定められた地域に関して使用されるものとする。

各投票所及びその対象地域は、そのコミューン／サンカットの境界内に所在していなければならない。

第 39 条

各投票所は、750 人を超える登録選挙人を有さないものとする。

各投票所は、村全体から成り、当該投票所で投票するその村の全世帯の構成員が利用できるようにするものとする。

投票所が 750 人を超える登録選挙人を有する場合、国家選挙管理委員会は、同じコミューン／サンカット内の最も近い投票所の選挙人名簿に超過した名前を統合するか、必要に応じて別の投票所を設置するものとする。

第 40 条

すべての投票所は、国家選挙管理委員会が認めた内部事務所を有するものとする。

投票所の境界の内側にある内部事務所と開票所は、直線で 15 メートル以上離れて設置されるものとする。

内部事務所は、出口と入口があるよう配置されるものとする。

第 41 条

すべての投票所は、国家選挙管理委員会に指定された場所に外部事務所を有するものとする。

投票所の境界の内側にある外部事務所は、直線で 100 メートル以上離れて、又は各投票所の外部事務所の実情に応じてこれと異なる形式若しくはこれより短い距離で離れて設置されるものとする。

第 42 条

国家選挙管理委員会は、2 か所以上の投票所を設置する事務所又は建物を選択する権利を有する。ただし、選挙の管理及び運営の秩序に影響を与えないことを条件とする。

同一の敷地又は建物に複数の投票所が置かれる場合、別個に配置しなければならない。

同一の敷地又は建物に置かれた各投票所は、国家選挙管理委員会が定めた規則及び手続に従って、それぞれ別個に管理しなければならない。

第 43 条

投票所の名称及び所在地は、設定後、公に掲示するものとする。

選挙に立候補する登録をした政党は、手数料を支払って、投票所の名称及び所在地一覧を請求することができる。

当該手数料は、作成費用を超えないものとする。国家選挙管理委員会は、憲法院に対して、各選挙区の投票所の名称及び所在地一覧の写しを送付するものとする。

第 6 章

選挙人登録及び選挙人名簿

第 44 条

選挙人登録及び選挙人名簿は、本法の条件を充足するすべてのカンボジア国民の投票権を保証する。

国家選挙管理委員会は、本法第 38 条及び第 39 条に定めた規定に従って設定された各投票所で、選挙人名簿が利用できることを確実にするものとする。

選挙人名簿は、以下の選挙人の情報を記録していなければならない。

－氏名

－性別

－生年月日

－当人が投票を行うコミューン／サンカットの住居又は居住地、及び

－写真及び拇印等の各選挙人を識別する唯一の印、又は国家選挙管理委員会が定めたその他の識別の印

各選挙人の氏名、性別及び生年月日は、クメール国民身分証明書から抽出するものとする。

各投票所の選挙人名簿は、国家選挙管理委員会が定めた規則及び手続に従って、登録簿又はデータベースに記録するものとし、コミューン／サンカットの事務所、首都／州選挙管理委員会事務局及び国家選挙管理委員会本部に恒久的に保管するものとする。

国家選挙管理委員会は、投票日の 90 日前までに、正式な選挙人名簿を認証し、公表するものとする。

国民議会が任期の満了前に解散した場合、最新の有効な選挙人名簿を正式な選挙人名簿として使用し、投票日の 50 日前までに公表するものとする。

第 45 条

選挙人登録簿又は選挙人名簿データは、国家選挙管理委員会の規則及び手続に従って、コミューン／サンカットの事務所、首都／州選挙管理委員会事務局及び国家選挙

管理委員会本部に恒久的に保管するものとする。

選挙人名簿の改訂，選挙人登録及び選挙人名簿の認証の期間は，毎年5月1日に開始し，7月31日までとする。

選挙が行われる年においては，国家選挙管理委員会は，選挙人名簿の改訂，選挙人登録及び選挙人名簿の認証について異なる日及び期間を定めることができる。国家選挙管理委員会は，50日以内で，選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間を延長することができる。

国民議会が選挙人名簿の改訂及び選挙人登録期間中に，又は不可抗力若しくは危険性のため解散した場合，国家選挙管理委員会は，上記期間以外の選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間を定めることができる。

コミューン／サンカットの行政管理に関する法律で定めた条件に基づいて境界が変更された，新たに創設されたコミューン／サンカットの選挙人名簿の改訂及び選挙人登録，並びに選挙人名簿の認証は，本法の条文及び本法で定めた条件，並びに国家選挙管理委員会が定めた規則及び手続を遵守するものとする。

第46条

投票の資格を得るためには，各国民は，選挙人名簿に記名されていなければならない，また，クメール国民身分証明書を有していなければならない。

選挙人名簿に記名されるためには，各国民は，以下の要件を満たすものとする。

- －クメール国籍であること。
- －投票日基準で18歳を超えていること。
- －投票を行う予定のコミューン／サンカットに住居又は居住地を有していること。
- －禁錮期間中ではないこと，又は投票権を剥奪されていないこと。
- －心身喪失者ではなく，又は管轄省庁若しくは機関によって認定された一般後見人の管理下にないこと。

国家選挙管理委員会は，本条を実際に実施するための規則及び手続を発行するものとする。

第47条

選挙に立候補する候補者，その配偶者及び子供は，当該候補者が選挙に立候補する選挙区で投票することができる。

国家選挙管理委員会に承認された選挙に立候補する政党の候補者名簿に名前が記載された候補者は，立候補した選挙区以外の選挙区で選挙人として登録されたその配偶者及び子供も含めて，立候補する選挙区の投票所に自らの名前，並びにその配偶者及び子供の名前（配偶者及び子供が同意することを条件とする）を登録するよう要請することができる。

国家選挙管理委員会は，以前に登録されていたコミューン／サンカットの選挙人名

簿から候補者の名前、並びにその配偶者及び子供の名前を削除するよう命じ、その後、候補者の要請に応じて、立候補する選挙区の投票所の選挙人名簿に候補者の名前、並びにその配偶者及び子供の名前を登録するよう命じるものとする。

第 48 条

各クメール国民は、1 か所の投票所に限り、1 つの名前のみを選挙人名簿に有するものとする。

カンボジア王国に複数の居住地を有するクメール国民は、選挙人として登録する居住地を1 つのみ選択するものとする。

居住地は、各個人が住む場所とする。

永住地がない場合、個人が住む場所が居住地とみなされる。居住地とは、個人が一定期間住む場所をいう。

第 49 条

国家選挙管理委員会は、明確な住居がない国民、又はカンボジア王国内の他の場所に住むため住居を離れた国民が滞在地のコミューン／サンカットでの投票の登録を行えるよう、規則及び手続を発行するものとする。

第 50 条

国家選挙管理委員会は、コミューン／サンカットの選挙人名簿の改訂、選挙人登録及び選挙人登録簿を扱うために、自己の代理で職務を行う権限をコミューン／サンカット評議会に委譲するものとする。

国家選挙管理委員会は、上記の役割及び責任の遂行においてコミューン／サンカット評議会を支援するため、各コミューン／サンカットの選挙人登録チームを任命するものとする。各コミューン／サンカットの選挙人登録チームは、国家選挙管理委員会が指名したリーダー、当該コミューン／サンカットの事務官である 1 名の副チーフ、及び選挙法並びに選挙の規則及び手続に従って毎年選挙人名簿を改訂し、選挙人を登録するために国家選挙管理委員会が定めた複数名の構成員から成るものとする。

コミューン／サンカット評議会は、選挙人登録チームが選挙に関する法律、選挙の規則及び手続を正確に実施するよう導くものとする。

毎年の選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間中、コミューン／サンカット評議会は、5 名の評議会構成員を有するコミューン／サンカットにつきその評議会構成員の 1 名から 2 名、また、7 名を超える評議会構成員を有するコミューン／サンカットについてはその構成員の 2 名から 3 名を、選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間中、常勤で選挙人登録の監督を行い、責任を負うために任命するものとする。この常勤の職務を任命されたコミューン／サンカット評議会の構成員は、追加の報酬を受領しないものとする。

国家選挙管理委員会は、コミューン／サンカット評議会の能力及び資源に応じて権

限を委譲することに関して、内務省と協議するものとし、これらの責任を果たすコミューン／サンカット評議会及び選挙人登録チームに対し、適切な研修、能力強化、手段、供給品及び資料、並びに予算を提供するものとする。

第 51 条

A) 投票を行う登録をするために、クメール国民は、コミューン／サンカットの事務所、又は国家選挙管理委員会が定めた、自己が居住するコミューン／サンカット内の場所に自ら出向くものとする。

自ら出向く際、クメール国民は、以下のとおりであるものとする。

－選挙人登録チームにクメール国民身分証明書を提示すること。

－本法第 46 条に規定した投票権を有すること。

－投票を行う登録をまだ行っていないこと、若しくは他のコミューン／サンカットに登録済みであること、又はそのコミューン／サンカットのいずれかの場所で登録していないこと。

選挙人名簿の認証後、国民が死亡したか、その者の選挙権が一時的に剥奪されたか、その名前が選挙人名簿から削除されたか、又はその者が居住地を変更し別のコミューン／サンカットに移転しその明確な裏付けがある場合、コミューン／サンカットの事務官は、国家選挙管理委員会が定めた書式により、当該国民の名前を別の名簿に記録するものとする。この名簿は、2 か月ごとに作成し、首都／州選挙管理委員会事務局に写しを送付するものとする。本法第 45 条に定める選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間中、首都／州選挙管理委員会事務局は、コミューン／サンカットの選挙人名簿及び選挙人登録簿から当該国民の名前を削除するため、各コミューン／サンカットの選挙人登録チームと協力するものとする。

選挙人名簿の認証後、国民が、投票年齢に達した直後であり、また、コミューン／サンカットに新たに転入した直後であるため登録されていない場合、コミューン／サンカットの事務官は、当該国民の名前を別の名簿に記録するものとする。この名簿は、2 か月ごとに作成し、首都／州選挙管理委員会事務局に写しを送付するものとする。選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間中、当該国民は、本条第 A 号の第 1 段落及び第 2 段落に規定した登録要件を充足するものとする。

必要な場合、コミューン／サンカット評議会は、国家選挙管理委員会が定めた規則及び手続に従って移動登録を行うため、選挙人登録チームを配属することを首都／州選挙管理委員会と協議するものとする。

B) 国民は、身元、年齢、クメール市民権及び住居又は居住地を証明するために、選挙人登録チームにクメール国民身分証明書を提示するものとする。

クメール国民身分証明書を有していないか、これを破損又は紛失した国民は、直ちに管轄当局に報告し、クメール国民身分証明書を提供する書類の記入ができるようにしなければならない。

管轄当局がクメール国民身分証明書の提供を間に合わせるできない場

合、当該国民は、コミューン／サンカットの当局が身分証明書類を提供する書類に記入できるよう、選挙権を有し、かつ、同じコミューン／サンカットに住居又は居住地を有する2名の証人とともに、自己が滞在しているコミューン／サンカットの当局に自ら出向くものとする。

上記の身分証明書類は、当人の写真が添付されているものとし、当人の氏名、性別、生年月日、国籍及び住居又は居住地、並びに2名の証人のこれらを、当人及び2名の証人の右手拇印とともに記載するものとする。

必要な場合、内務大臣及び国家選挙管理委員長は、本条第B号第3段落に規定した身分証明書類を提供する書式及び手続に関する指示を連名で発行するものとする。

- C) クメール国民身分証明書に記載されたもの以外の住居又は居住地を有する国民は、その氏名、性別、国籍及び生年月日を登録した居住簿又は戸籍簿の原本とともに、選挙人登録チームの面前に出向くものとする。

国民は、居住簿又は戸籍簿を有していない場合、住居又は居住地を有するコミューン／サンカットの当局に対し、居住証明を請求することができる。コミューン／サンカットの当局は、所定の規則及び公文書に従って、選挙人登録期間中、適時に居住証明を発行するものとする。

- D) 国民が本法第51条第B号及び第C号に定める十分な文書を有する場合、選挙人登録チームは、以下を行うものとする。

- －選挙人名簿に当該国民の名前を登録する。
- －選挙人登録簿に当該国民の名前を記録する。
- －当人に対し、選挙人登録の受領書を発行する。
- －当該国民に対し、投票に行くべき投票所について知らせる。

選挙人登録簿にその名前が記録済みの国民について、選挙人登録チームは、当人の登録証拠を簡単に審査するものとする。当人が本法第51条第A号の第3副段落に規定した場合のいずれにも該当しない場合、選挙人登録チームは、選挙人名簿において当人の名前を更新するものとする。

第52条

選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間中、コミューン／サンカットの事務所、又は選挙人名簿の改訂及び選挙人登録用に指定された場所に、武器、爆発物及び爆薬その他の危険物を持ち込むことは禁止される。

秩序を乱す者がいる場合、選挙人登録チームは、管轄当局に即時介入を依頼するものとする。

国家選挙管理委員会は、選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の手続が安全に、恐れや脅威がなく行われることを確実にするものとする。

第53条

選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の過程において、本法第 46 条、第 51 条第 A 号、第 B 号及び第 C 号に定める要件を十分に満たさないことを証明する証拠がある場合、選挙人登録チームは、以下により、当人の登録を却下するものとする。

- －理由及び却下日を付し、却下書を作成する。
- －却下書の写しを当人に提供する。
- －本法第 54 条に従って、当人は、自ら又は代表者により、そのコミューン／サンカット評議会に対し、却下通知の受領から 3 日以内に書面により抗告を提起できることを当人に伝える。
- －情報として、首都／州選挙管理委員会事務局を通じて、国家選挙管理委員会に却下記録の写しを送付し、保管用に 1 通を保持する。

第 54 条

選挙人登録チームに登録が却下された者又はその代表者は、却下通知を受領後 3 日以内に、そのコミューン／サンカット評議会に書面により抗告を提起することができる。

第 55 条

コミューン／サンカット評議会は、抗告を受領後 3 日以内に、コミューン／サンカット評議会全体の絶対多数決を用いて当該抗告に関する決定を下す会議を公開で開催するものとする。

第 56 条

コミューン／サンカット評議会は、申立人の抗告を認める決定をした場合、本法第 51 条第 D 号に定める要件に従って登録を進めるよう選挙人登録チームに命じるものとする。

- コミューン／サンカット評議会は、抗告を棄却する場合、以下を行うものとする。
- －理由及び棄却日を付し、棄却書を作成する。
 - －棄却書の写しを当人に提供する。
 - －本法第 57 条に従って、当人は、自ら又は代表者により、国家選挙管理委員会に対し、棄却通知の受領から 5 日以内に書面により抗告を提起できることを当人に伝える。
 - －情報として、首都／州選挙管理委員会事務局を通じて、国家選挙管理委員会に棄却ファイルの写しを送付し、保管用に 1 通を保持する。

第 57 条

コミューン／サンカット評議会に申立てが棄却された者又はその代表者は、棄却通知を受領後 5 日以内に、国家選挙管理委員会に書面により抗告することができる。

第 58 条

国家選挙管理委員会は、抗告を受領後 5 日以内に、公聴会を開くことにより、当該抗告に関する決定を下すものとする。

国家選挙管理委員会は、申立人の抗告を認める決定をした場合、本法第 51 条第 D 号に定める登録要件に従って棄却された者の名前を登録するよう選挙登録チームに命じる決定を、コミュニケーション／サンカット評議会に対して発行するものとする。

国家選挙管理委員会は、申立人の抗告を棄却する場合、以下を行うものとする。

- －理由及び棄却日を付し、棄却書を作成する。
- －棄却書の写しを当人に提供する。
- －本法第 57 条に従って、当人は、自ら又は代表者により、憲法院に対し、棄却通知の受領から 5 日以内に書面により抗告を提起できることを当人に伝える。
- －情報として、憲法院に対し、棄却ファイルの写しを送付し、保管用に 1 通を保持する。

第 59 条

国家選挙管理委員会に登録を棄却された者又はその代表者は、棄却通知を受領後 5 日以内に、憲法院に書面により異議申立てを提起することができる。

憲法院は、抗告を受領後 10 日以内に、公聴会を開くことにより、当該抗告に関する決定を下すものとする。

憲法院は、抗告を認める、又は認めない場合、以下を行うものとする。

- －国家選挙管理委員会に当人の登録を行わせる、又は却下させる決定を下す。
- －登録の承認又は却下に関する決定の写しを、申立人又はその代表者に送付する。

憲法院の決定が当人の名前の登録を要求するものである場合、国家選挙管理委員会は、コミュニケーション／サンカット評議会に対し、選挙人登録チームに本法第 51 条第 D 号に定める登録要件に従って当人の名前を登録する任務を行わせることを命じるものとし、その後、新たに修正された選挙人名簿の写しを憲法院に送付するものとする。

第 60 条

選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の終了後、また、登録に関するすべての不服申立てが完全に解決した後で、国家選挙管理委員会は、コミュニケーション／サンカット若しくは首都／州、又は国家選挙管理委員会の国家選挙人名簿保管センターの選挙人名簿データベースに、新しい選挙人の名前及びデータを登録するものとする。

国家選挙管理委員会は、いずれかの者の名前が複数の場所で登録されていることを発見した場合、当人が最後に登録したコミュニケーション／サンカットの当人の名前のみを保持し、これらの場所から名前を削除するものとする。

データベースの選挙人名簿を検証後、国家選挙管理委員会は、予備的選挙人名簿、並びに本法第 51 条第 A 号第 3 段落に定める理由で選挙人名簿から削除すべき選挙人の名簿、及び複数の場所で名前が記載され、各コミュニケーション／サンカットで削除される

選挙人名簿を、コミューン／サンカットの事務所及び国家選挙管理委員会が定めたコミューン／サンカットの指定地に掲示するよう手配するものとする。

政党に関する法律に従って登録された政党は、手数料を支払って、選挙人名簿を請求する権利を有する。この手数料は、作成費用の範囲に限り請求するものとする。

第 61 条

いずれの者も、予備的選挙人名簿の掲示から最大で 5 日以内に、コミューン／サンカット評議会に対し、選挙人名簿に名前がないことに関する不服、又は選挙人名簿のある者の名前の登録又は保持に対する異議を書面により申し立てることができる。ただし、以下を証明する証拠を有することを条件とする。

－ 当人が本法第 46 条及び第 51 条に定める要件を満たしていないこと。

－ 当人が複数の選挙人名簿に名前を登録していること。

－ 当人が登録に訪れ、登録を証明する登録受領書を有しているが、その名前が選挙人名簿及び選挙人登録簿にないこと。

－ 当人の名前が選挙人名簿にあるが、記録が明確でないこと。

異議を申し立てる者は、証拠となる文書をコミューン／サンカット評議会に提出するものとする。

異議を申し立てる者は、コミューン／サンカット評議会の要請に応じて、追加情報を提出するものとする。

選挙が行われる年において、本条第 1 段落で定めた不服申立ては、予備的選挙人名簿の掲示から、10 日を超えて継続しないものとする。

第 62 条

コミューン／サンカット評議会は、不服申立てを受領後 3 日以内に、当該不服又は異議に関する決定を下す公開の会議を開くものとする。

不服又は異議が認められた場合、コミューン／サンカット評議会は、当人を登録するか、当人の名前を選挙人名簿から削除するよう選挙人登録チームに命じるものとする。

不服若しくは異議を申し立てた者、又は問題を有する者がコミューン／サンカット評議会の決定に納得しない場合、当人又はその代表者は、コミューン／サンカット評議会の通知を受領後 5 日以内に、国家選挙管理委員会に書面により抗告することができる。

国家選挙管理委員会は、不服申立てを受領後 5 日以内に、公聴会を開き当該抗告又は異議に関する決定を下すものとする。

不服又は異議が正当な場合、国家選挙管理委員会は、本法第 51 条第 D 号に定める要件に従って当人を選挙人名簿に登録するよう、又は選挙人名簿及び選挙人登録簿若しくは選挙人名簿データベースから問題となる者の名前を削除するようコミューン／サンカット評議会に命じるものとする。

不服又は異議を申し立てた者が国家選挙管理委員会の決定に納得しない場合、本人又はその代表者は、国家選挙管理委員会の棄却決定の写しを受領後5日以内に、憲法院に書面により抗告を提起することができる。

第63条

憲法院は、不服申立てを受領後10日以内に、公聴会で不服申立て又は異議に関する決定を下すものとする。

不服又は異議が有効な場合、憲法院は以下を行うものとする。

－国家選挙管理委員会に不服若しくは異議を申し立てた者、又は問題を有する者の登録を行わせる又は登録を却下させる決定を下す。

－不服若しくは異議を申し立てた者、又は問題を有する者に対し、登録の承認又は却下の決定の写しを送付する。

憲法院の決定が申立人又は問題を有する者の名前の登録を要求するものである場合、国家選挙管理委員会は、コミューン／サンカット評議会に対し、選挙人登録チームに本法第51条第D号に定める要件に従って当人の名前を登録する任務を行わせることを命じるものとし、その後、新たに修正された選挙人名簿の写しを憲法院に送付するものとする。

第64条

すべての抗告並びに異議及び不服の申立てが確定的に解決した時点で、国家選挙管理委員会は、各年の正式な選挙人名簿の写しを首都／州選挙委員会事務局に対し送付するよう、また、正式文書として保管するためコミューン／サンカットの事務所に写しを送付するよう命じるものとする。

コミューン／サンカットで投票する資格を有する国民は、正式な選挙名簿でその名前を確認する権利を有する。

政党に関する法律に従って合法的に登録された政党は、手数料を支払って、この正式な選挙人名簿の写しを請求する権利を有する。この手数料は、作成費用を超えないものとする。

第65条

国家選挙管理委員会は、コミューン／サンカットの各投票所、コミューン／サンカット選挙管理委員会の事務所、及び首都／州選挙委員会で、正式な選挙人名簿を国家選挙管理委員会が決めた予定に従って公に掲示するよう命じるものとする。

第66条

政党又は国内及び外国の非政府組織、国際組織その他の諸国は、毎年、選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間中、その代理人又は代表者を送ることができる。

代理人又は代表者はすべて、国家選挙管理委員会が認証するものとする。

第7章 選挙運動

第67条

選挙運動は、選挙で競う政党及び候補者が、その政策を選挙人に公表できるようにすることを目的とする。

第68条

選挙運動は、候補者又は政党を支持する投票を行うよう選挙人を説得するため、公に行われる一定の活動を含む。これらの活動には、以下が含まれる。

- －政党又は候補者が開く公開の会合
- －選挙運動期間中最大4回の、首都、州、市長村、区及びカンにおけるあらゆる種類の通行人又は車両の集団による行進又は決起集会
- －個別集会又は訪問
- －ラジオ若しくはテレビ又はメディアでの放送
- －放送若しくは拡声器による宣伝、又は公共の映画館、劇場その他公共の場でのテープレコーダー、ビデオ又はVCD若しくはDVDの上映
- －スローガン若しくは政策綱領が記載されたバナー、又は選挙運動画像の公の掲示
- －政党のチラシ又はパンフレットの配布
- －政党のロゴ又は帽子、衣服、その他政党のロゴ又は候補者を記載して印刷された、描かれた又は作成された資料の選挙人への配布
- －公共の場所でバナーを掲げること、又は通知文書を貼る掲示板を設置すること。
- －場所を問わず、開催されるコンサート、又は選挙運動楽曲の歌唱若しくは選挙運動の音楽演奏
- －ボクシングトーナメントの開催

第69条

政党のロゴは、平等、安全、公序及び公の美の原則に基づいて、コミュニケーション/サンカット当局の便宜により、公的な場所に掲げることができる。

政党のロゴ及びその選挙運動資料は、国の施設若しくは建物又は事務所に掲げること、又は貼ることは認められない。

すべての政党は、そのロゴ、選挙運動バナー、選挙運動サイン、スローガン又はチラシを国民の家屋に掲げること、又は貼ることを禁止される。家屋の所有者による事前の同意がない場合、家屋を所有する国民は、政党の選挙運動バナー、選挙運動サイン、スローガン又はチラシを掲げる又は貼るか否かを決定する権利を有する。

投票所から 100 メートルの周囲内に置かれた政党のロゴ及びその選挙運動資料は、政党の常設事務所に設置されたロゴを除き、選挙運動が終了する日までに撤去するものとする。

政党は、投票日から 15 日以内に、あらゆる公共の場からすべてのパンフレット又はステッカー、バナー及びすべての選挙運動資料を回収するものとする。

第 70 条

政党のロゴ若しくは政治的なメッセージ又は候補者の写真を表示した衣服又は着用する帽子は、投票日に投票所又は投票所の内部事務所若しくは外部事務所に衣類が置かれている場合を除き、選挙運動の活動に含まれない。

第 71 条

すべての政党及び候補者は、国民、その他の政党又は候補者に対して脅迫、威嚇又は暴力を用いないものとする。

すべての政党及び候補者は、個人又はその他の政党に対して虐待、脅迫、暴力又は威嚇を用いるよう、その支持者又は選挙人を扇動しないものとする。

すべての政党、候補者又は代表者は、不道徳であり、かつ、候補者、その支持者又はいずれかの者を侮辱する、直接又は間接的な口頭による発言、又は書面による声明の作成を行わないものとする。

すべての政党、候補者又は支持者は、いかなる者にも拇印を押し、いずれかの政党に投票することを誓約又は約束するよう脅迫、威嚇しないものとし、そそのかさないものとする。

すべての政党、候補者又は代表者は、投票を買うため、機関、組織又は個人に対し、手段又は形式を問わず、インセンティブとして金銭又は物品による寄付を行わないものとする。

第 72 条

選挙運動期間は 21 日間とし、選挙運動のすべての活動は、投票日の 24 時間前に終了するものとする。

選挙に関するすべての調査及び調査結果の周知は、投票日の 7 日前に終了するものとする。選挙に関する調査は、選挙に関する国民の意見を収集するため選択された見本又は質問書を使用する。選挙に関する調査はすべて、以下の原則に従うものとする。

—透明で公平な手続

—専門組織又は機関によって行われること。

—人権及び個人の自由を尊重すること。

—選挙人による投票の秘密保持

—公の秩序に危険、不安若しくは危害を生じないこと、又は選挙手続に混乱を生じないこと。

－調査による結果は、政党と公衆との間で平等に共有すること。

第73条

すべての政党による選挙運動の活動はすべて、午前6時に開始し、午後10時までとする。

すべての政党による選挙運動の活動はすべて、午後10時から午前6時までは中断するものとする。

拡声器を使用する選挙運動の活動は、正午から午後2時までは禁止とする。

拡声器を使用する選挙運動の活動は、病院、学生が勉強する時間帯の学校又は教育機関の近くでは禁止とする。

第74条

選挙運動期間中及び投票日、すべての政党、すべての候補者、政党のすべての構成員及びすべての支持者は、国民議会議員の選挙に関する法律、国家選挙管理委員会の行動規範及び国家選挙管理委員会の規則及び手続に定めた、規則、規定及び原則を遵守するものとし、かつ、カンボジア王国の憲法に掲げられた人権及び民主主義の原則を尊重するものとする。

選挙運動期間中の抗告又は異議申立て及び不服の解決の手続及び形式は、国家選挙管理委員会の規則及び手続により定めるものとする。憲法院は、最終決定を下す最高管轄機関である。

第75条

国営新聞、テレビ及びラジオを含むすべての報道機関は、選挙及び選挙人の教育に関する業務を公表するため、無償で、国家選挙管理委員会の要請に応じてすべての情報を発行及び放送するものとする。

第76条

国家選挙管理委員会は、選挙に立候補する登録を行った政党の要請に応じて、平等原則に基づいて、「先着順」により選挙運動文章及びメッセージを公表する措置を取るものとする。

第77条

公表する権利の行使において、すべての政党及び候補者は、暴力、虐待又は侮辱的な言葉を用いること、恐怖、混乱及び混沌を生じさせること、並びに投票の機密性の信頼を損なわせることを行わないものとする。

第78条

公共の劇場、スポーツセンター、並びに公共の公園及びホールの運営者は、選挙に

立候補する登録を行ったすべての候補者又は政党に対し、平等の原則に基づいて、「先着順」により、選挙運動に使用するため自らの施設を提供するものとし、賃料を要求するものとする。

第 79 条

国民議会議員選挙の選挙運動中、本法第 78 条に定める公共の劇場、スポーツセンター、公共の公園及びホールを借りることを希望する政党及び候補者は、予定する選挙運動集会の 3 日前までにこれらの施設の運営者に申込書を提出するものとし、コミューン／サンカット選挙管理委員会に送付するためこの申込書の写しを作成するものとする。

施設運営者は、要請の申込書を受領後 24 時間以内に、申込人に返答するものとする。

第 80 条

政党又は候補者は、所有者の同意を得て、私的な区域又は民間のホールで選挙運動の活動を行うことができるが、コミューン／サンカット選挙管理委員会に通知しなければならない。

第 81 条

政党又は候補者の選挙運動を行うため、国に属する予算、資材、設備及び交通手段を使用すること、並びに選挙人を投票所に運ぶため国に属する交通手段を使用することは、禁止される。

政党又は候補者は、当該施設の所有者の同意がある場合、公共又は私的な場所で選挙運動の活動を行うことができるが、コミューン／サンカット選挙管理委員会に通知を行う必要がある。

第 82 条

公務員、あらゆる水準の地方当局の職員、カンボジア王国軍の構成員、国家警察官及び裁判所職員は、以下を行わないものとする。

－直接又は間接的に、その任務の影響力及び権限を選挙手続に使用すること。例として、生命、身体を脅かす又は財産・資産を破壊・損傷しようとする直接又は間接的な口頭による発言又は書面による声明、威嚇のための武器の提示又は使用。

－政党又は候補者への支持を求める選挙運動を行うため、国に属する建物又は事務所を使用すること。

－政党又は候補者の選挙運動に積極的に参加すること。

任務を遂行中の公務員及びあらゆる水準の地方当局の職員、カンボジア王国軍の構成員、国家警察官並びに裁判所職員が禁止される、選挙運動への積極的な参加は、以

下のとおり定められる。

- －政党の情報及びメディアに関する常任委員会又は選挙運動委員会の構成員となること。
- －政党又は候補者を支持するために集まること，又は行進若しくは決起集会に参加すること。
- －政党又は候補者のために行われる国民の意識調査に参加すること。
- －政党又は候補者に属する車両を運転すること。
- －政党又は候補者を支持する目的で，選挙運動資料を選挙人に配布する活動を行うこと。
- －政党又は候補者を支持する公式な発言を行うこと。
- －政党又は候補者を支持するため，拡声器による音楽の演奏若しくは歌唱，又は政治的メッセージの流布に参加すること。

第 83 条

業務時間の終了後若しくは業務時間外，又は公的な資格で業務を遂行していない間，公務員，あらゆる水準の地方当局職員，カンボジア王国軍の構成員，国家警察官及び裁判所職員は，政党又は候補者を支持する選挙運動の活動に参加することができるが，制服を着用せず，武器を携行しないものとし，威嚇を生じることを行わないものとする。

第 84 条

国内の非政府組織若しくは協会，及びカンボジア王国内で業務を行う国際的な協会若しくは組織，又は外国人は，国民議会議員選挙において，中立かつ公平であるものとする。

国内の非政府組織若しくは協会，及びカンボジア王国内で業務を行う国際的な協会若しくは組織は，直接又は間接的に，以下の活動を行わないものとする。

- －政党又は候補者の選挙運動を主導するか，これに参加すること。選挙運動の主導又は参加には，以下が含まれる。
 - ・ 政党又は候補者を支持する選挙運動への人々の参加を説得する，又は動員すること。
 - ・ 政党又は候補者の決起集会又は会合に参加すること。
 - ・ 政党又は候補者の政策又は選挙運動資料の配布に参加すること。
 - ・ 政党の選挙運動委員会に構成員として加わること。
- －政党又は候補者に対して，支持を目的として，又は偏見を示すために声明を發表すること，又は活動を行うこと。支持する又は偏見を示す声明の發表，活動には以下が含まれる。
 - ・ 政党又は候補者を支持する投票
 - ・ 政党又は候補者を支持するメディアへの寄稿又は当該メディアのインタビ

ュー受け入れ

- ・ 政党又は候補者を侮辱する目的の、直接又は間接的な発言又は文書
- ・ 使用する車両又は職場の施設での、政党又は候補者を支持する趣旨の画像又は文書の掲示又は貼付

一政党又は候補者を支持するため、予算、資材若しくは設備、人材その他の手段を提供すること。これには、以下が含まれる。

- ・ 政党又は候補者の選挙運動の手段として、種類を問わず車両の提供
- ・ 政党又は候補者を支持する選挙運動の活動に参加する人々のために使用する金銭、資材及び設備の提供
- ・ 政党又は候補者を支持するため、選挙運動決起集会、公開の会合、芸術の上演及び選挙運動資料の印刷のための金銭、資材及び設備の直接又は間接的な提供

第 85 条

カンボジア王国にいる外国人は、政党若しくは候補者を支持する、又はこれに反対する選挙運動において、直接又は間接的な活動を行うことを禁止とする。

第 86 条

すべての政党及び候補者は、その他の政党又は候補者の活動を阻害したり、妨害したりしないものとする。

第 87 条

安全、公序その他の業務分野を担当するあらゆる水準の当局は、国家選挙管理委員会及びあらゆる水準の選挙管理委員会の要請に応じて、選挙期間、選挙に立候補する候補者の登録、選挙運動、投票、開票及び選挙結果発表の間、治安、安全及び公序を守り、維持するため、国家選挙管理委員会及びあらゆる水準の選挙管理委員会に絶対的な協力を行うものとする。

第 88 条

各政党及び各候補者に発生した選挙運動の費用はすべて、当該政党又は候補者が自らの費用負担で賄うものとする。

第 89 条

選挙に立候補するため登録した各政党は、選挙運動に関する収入、収入源及び費用を記録する会計簿を有するものとする。

第 90 条

政党が受領した寄付金はすべて、銀行口座に預金するものとし、選挙運動の費用は

すべて、同じ口座から引き出すものとする。

第91条

国家選挙管理委員会は、必要な場合、選挙に立候補するため登録した政党の会計簿を検査することができる。

第8章

投票，開票及び選挙結果の集計

第92条

投票所は、本法第38条及び第39条の規定のとおり設けるものとする。

第93条

投票は、1日のみ行うものとする。

投票は、国家選挙管理委員会が別途定めた場合を除き、午前7時に開始し、午後3時までとする。

投票所の選挙人名簿に名前がある選挙人がすべて投票済みである場合、投票所委員会は午後3時より前に投票の終了を宣言することができる。

投票所の委員長は、午後3時に投票の終了を宣言するものとする。

投票を希望する者は、午後3時以降に投票所の境界内に入ることを認められない。

午後3時以降に投票する権利を有し、投票を認められる適格選挙人は、午後3時に投票所内又は投票所の境界内にいる者に限られる。

第94条

国家選挙管理委員会は、投票日の30日前までに、すべての投票所の名称及び所在地の一覧を公示し、すべての投票所にこれを掲示するものとする、

第95条

選挙に立候補するため登録された政党は、手数料を支払って、投票所の名称及び所在地の一覧の写しを請求することができる。当該手数料は、作成費用を超えないものとする。

第96条

国家選挙管理委員会は、投票日の1日前に、適切な数量の以下の投票資材を各投票所に提供するものとする。

1. 選挙人名簿
2. 未使用の投票用紙

3. 投票箱
4. 目隠しされた投票ブース
5. 投票用紙に押す秘密印
6. 投票したことを示す消えないインク
7. 南京錠及び安全留め具
8. 投票記録及び票数を記載する書類
9. 品質の良いボールペン
10. 予め印刷がしてある封筒
11. ポリ袋
12. その他の必要な資材及び設備

第97条

投票日の1日前に、投票所委員会の委員長は、すべての構成員を会議に招集し、その構成員の出席を確認し、投票所の所在地を視察し、投票に使用される投票資材及び設備を確認するものとする。

投票所委員会の構成員に欠席者がいる場合、当該構成員は、規則及び手続に従って採用された新しい構成員と交代するものとする。

投票所委員会の委員長は、投票を行うために必要な資材、設備及び備品を投票所が有していることを確実にする措置を取るものとする。

投票所委員会の委員長は、投票所の安全状態を検査するものとし、必要な場合、安全を守るため必要に応じて適切な措置を取るものとする。

第98条

投票日に、投票所委員会の構成員は、適切な準備を行うため、投票開始前の午前6時までに投票所に到着するものとする。

政党代理人及び選挙監視人は、午前6時に投票所に入ることを認められる。

投票所委員会は、政党代理人及び選挙監視人の証明書を、これらの者が投票所に入る前に確認するものとする。

第99条

投票日の午前6時から午前6時30分間に、投票所職員は、以下の任務を行うものとする。

- －提供された投票箱を再確認し、投票箱に付す表示又は印が適切であることを確認する。
- －投票箱の内部が空であることを、投票所内にいる全員に示す。
- －その後、箱を施錠し、封印する。
- －箱に表示及び印を添付し、投票所印をその上に押す。
- －政党代理人及び監視人全員に投票箱、その上に貼られた表示及び印を確認させ

る。

－可能な場合、政党代理人及び選挙監視人の机と椅子は、委員長の机の左側、又は副委員長及び書記の机の背後に設置する。

選挙資材及び設備が朝 6 時 30 分以降に投票所に提供された場合、投票所委員会の委員長は、これらの資材及び設備を受領した際、上記手続が完了するまで、当該投票所での投票を遅らせるものとする。

表示番号また記号が投票箱に貼られた後は、本法に定めた開票目的の場合を除き、投票箱は開放することはできない。また、法又は規則が別の場所での開票を要求する場合に、開票のためその他の場所に輸送する場合を除き、投票所から移動することはできない。

第 100 条

午前 6 時 30 分から午前 7 時の間に、投票所委員会の委員長は、封筒を開封し、各投票用紙の裏面に秘密印を押し、投票用紙を数え、枚数及び投票用紙の半券の通し番号を国家選挙管理委員会が定めた形式に従って記録することを命じるものとする。

第 101 条

投票所委員会の委員長は、午前 7 時に投票所を開場するものとする。

第 102 条

境界内及び投票所に入る権利を有する者は、選挙人名簿に名前があり、クメール国民身分証明書を有し、まだ投票を行っていない者のみとする。

各選挙人は、以下の要件を満たす場合に限り、投票所で投票用紙を付与される。

- －投票を行う投票所の選挙人名簿に名前があること。
- －クメール国民身分証明書を有していること。
- －投票を行っておらず、選挙職員にその指を確認させること。

各選挙人は、個別の投票ブースで投票用紙に自ら印を付けるものとし、印を付けた投票用紙を投票所の投票箱に挿入するものとする。その後、定められた手続に従って、投票所職員に自らの指を消えないインクに浸させるものとする。

投票用紙に印を付け、投票箱に挿入する方法は、国家選挙管理委員会の規則及び手続により定めるものとする。

国家選挙管理委員会は、本条を実際に実施するための規則を作成し、投票所での選挙手続の運営について定めるものとする。

第 103 条

投票所委員会の構成員は、最初に投票を求められ、その後にその投票所の選挙人名簿に名前がある政党代理人及び選挙監視人が続くものとする。

第104条

故意ではなく投票用紙を損傷した選挙人は、投票所職員にこれを手渡すものとし、職員はその後、国家選挙管理委員会が定めた手続に従って、これに代わる別の投票用紙を付与するものとする。

第105条

各選挙人は、1つの投票のみを1回に限り行う権利を有し、自ら投票するものとする。

各選挙人は、修正又は追加を行うことなく、自らが選択した1つの政党に限り、投票用紙に印を付けることにより投票するものとする。その他の詳細な投票方法は、国家選挙管理委員会が定めるものとする。

第106条

投票は、選挙人の秘密とする。

投票の秘密を探そうとする、又は明かそうとする試みは、形式を問わず禁止とする。

第107条

自ら投票することができない、障がいのある選挙人は、成人の介助者を同伴するか、投票所委員会の委員長に支援を依頼する権利を有する。

国家選挙管理委員会は、身体や手に障がいがあり消えないインクを使用することができない人々の権利を保護するため規則を作成するものとする。

第108条

投票所内の秩序を維持するため、いずれの者も、国家選挙管理委員会の選挙規則を尊重するものとする。

第109条

身元を証明する文書のみを有しているが、名前が選挙人名簿にない者は、投票を認められない。

第110条

投票を行わなければならない選挙人のみが、投票所に入ることを認められる。ただし、国家選挙管理委員会の承認がある場合は、この限りではない。

第111条

選挙人が境界内又は投票所内にいる間、いかなる者も立ち入って選挙人に干渉又は支援を行うことは認められない。ただし、本法の規定に対応する承認がある場合は、

この限りではない。

第 112 条

投票所の治安境界内に武器又は種類を問わず爆発物を携行して入ること、及び軍隊の制服で投票所に入るとは禁止とする。ただし、国家選挙管理委員会の委員長の特別許可により承認された場合は、この限りではない。

第 113 条

投票所職員又は政党代理人は、投票所にいる者に対し、本法第 102 条で規定した要件にその者が従わないことを発見した場合、異議又は不服を申し立てることができる。

異議は、投票所委員会の委員長に行うものとする。

投票所委員会の委員長が、問題となった者が本法第 102 条に述べた要件を満たしていないとみなした場合、その者は、投票を認められないものとし、投票所職員は、その者を投票所及び境界内の外に送り出すものとする。

投票所委員会の委員長が、問題となった者が本法第 102 条に述べた要件を満たしていると判断した場合、その者は、投票を認められる。

国家選挙管理委員会は、その規則により定めるものとする異議又は不服を提起、解決及び記録する手続を定めるものとする。

第 114 条

政党代理人は、投票が不正であることを発見した場合、投票所委員会の委員長に異議又は不服を申し立てることができる。

異議又は不服を提起する手続は、規則及び手続によって定めるものとする。

投票所委員会は、異議又は不服を解決するものとする。

投票所委員会の決定は、投票が決められたとおりに進行していることを条件として、その管轄内で有効とする。

政党代理人が異議又は不服を強く主張する場合、投票所委員会は、記録書類に異議又は不服を記録するものとし、異議又は不服を申し立てた者とこれに連署するものとする。

第 115 条

投票終了の告知後、かつ、各選挙人の投票終了後速やかに、投票所委員会の委員長は、政党代理人及び選挙監視人の面前で、以下を行うものとする。

- －投票所委員会の委員長と政党代理人が穴を閉じるために使用する用紙に署名して、投票用紙が挿入される投票箱の穴を閉じ、その後、外側の上部に蓋をし、これを封印し、政党代理人及び選挙監視人に投票箱を確認させる。
- －投票を行った選挙人の数を記録書類に記録する。
- －受領した投票用紙の数、選挙人に付与した投票用紙の数、投票所で無駄にした

- 又は押収した投票用紙の数を示す書類を作成し、これに署名する。
- －使用された投票用紙の半券と未使用の投票用紙の半券を分ける。
- －政党代理人及び選挙監視人が確認するため、上記の記入した書類及びその署名を示す。

政党代理人は、開票立会人として、上記の記録に署名又は拇印を添付することができる。

第 116 条

開票は、コミュニケーション／サンカットの各投票所で行うものとする。

不可抗力又は危険性のため、与えられた投票所で開票を行うことができない場合、国家選挙管理委員会は、その件に関する特定の指示を発行するものとする。

国家選挙管理委員会は、本法の規定に従って、開票所を設け、管理するものとする。

第 117 条

各投票所の選挙職員は、投票所が開票所となる場合、その投票所における開票に責任を負うものとする。

本法第 116 条第 2 段落に定める、投票所以外の場所で開票しなければならない場合には、国家選挙管理委員会は、当該投票所の選挙職員に開票を行うよう依頼するか、当該投票所の選挙職員が不在の場合には、その他の職員を開票のため任命するものとする。

第 118 条

開票所及び境界内のいずれの者も、国家選挙管理委員会が指示した開票所の委員長の管理及び支配下に置かれるものとする。

第 119 条

投票所委員会は、投票箱内にある投票用紙の数を、選挙人名簿に印を付けた、投票を行った選挙人の数と照合するものとする。

投票用紙の数が印を付けた選挙人の数と異なる場合、投票所委員会の委員長は、再集計を命じるものとする。

数がやはり異なる場合、投票所委員会の委員長は、この相違を記録書類に記録するものとする。

開票する前に、投票所委員会の委員長は、未使用の投票用紙を無効にするため、未使用の投票用紙すべてに穴を開けるか、これらを細断するものとし、その後、無効の投票用紙及び使用された投票用紙の半券を同じポリ袋に入れ、これをしっかりと封印するものとする。

その後、投票所委員会の委員長は、規則及び手続に従って、開票を指示するものとする。

本法第 115 条，第 116 条及び第 117 条に規定した要件に従って書類に記入した後，開票所の委員長は，投票箱を開け，各箱からすべての投票用紙を出すよう命じるものとし，その後以下を行うものとする。

－該当する場合，投票用紙以外の物体を脇に置く。

－裏面に秘密印がある投票用紙を広げ，最初の山に表を下にして置く。

－裏面に正式な秘密印がない投票用紙が投票されている場合，2 番目の山に分けて置く。

－2 つの山に表を下にして置かれた投票用紙を数え，2 つの山の表を下にした投票用紙の数を政党代理人及び選挙監視人に示す。

開票所の委員長は，投票箱から出された投票用紙の数を，本法第 115 条で義務付けられた書式に記録された投票用紙の数と照合するものとし，その後，結果の確認，監視及び評価ができるよう，政党代理人及び選挙監視人にこの照合結果を示すものとする。

第 120 条

開票所職員は，本法第 119 条に定める最初の山の，裏面に秘密印がある投票用紙の表を上にし，これらを有効票と無効票に分けるものとする。

投票所委員会が提供した投票用紙であって，1 つ政党のみがチェックされたものは，有効とみなすものとする。投票用紙は，以下の場合には，無効とみなすものとする。

1. 正式な投票用紙ではない場合，又は
2. 印が付されていないか，印は付されているがどの政党に付けたかを投票所委員会が判断できない場合，又は
3. 選挙人が特定できる印がある場合，又は
4. 破れていたり，損傷していたりする場合，又は
5. 裏面に秘密印が押されていない場合

上記第 1 号，第 2 号，第 3 号，第 4 号及び第 5 号に記述した無効票は，国家選挙管理委員会の規則及び手続により判断されるものとする。

その後，開票所の職員は，各政党を支持する印が付けられた有効票を数えるものとする。

投票は，すべての票の印を政党代理人及び選挙監視人が目視できる方法で，集計するものとする。

第 121 条

本法第 120 条に規定した要件に従って集計された投票に異議がある場合，異議のある投票を別にし，本法第 122 条に規定した要件に従って解決するものとする。

第 122 条

開票所職員は，本法第 120 条及び第 121 条によるすべての無効票及び異議のある投

票を確認するものとする。

これらの投票の確認は、政党代理人及び選挙監視人の前で公開とし、これらの者に意見を求めるものとする。

これらの意見を考慮した後で、開票所の委員長は、却下すること、又は以下の投票を集計しないことを決定するものとする。

- －投票所が提供していないもの
- －裏面に秘密印が押されていないもの
- －複数の政党に印を付けたもの
- －印が付いていないもの
- －印が付いているが、どの政党に印を付けたか投票所委員会が判断できないもの
- －選挙人が特定できる印を付けたもの
- －破れているか、破損しているか、損なわれたもの

本条に従って受理が決定された投票は、決定に対する異議の有無にかかわらず、第120条第2段落及び第3段落に規定した要件に従って集計された有効票と併せて集計するものとする。

第123条

開票終了後、投票所委員会は、開票に関する報告書を作成するものとし、選挙人名簿、有効票及び無効票、未使用の投票用紙、該当する場合異議又は不服その他の文書を同封して、コミュニケーション／サンカット選挙管理委員会にこれを送付し、また、投票所に掲示して、政党代理人及び選挙管理人と共有するものとする。

有効、無効及び未使用の投票用紙、異議又は不服その他の文書は、供給された封筒に個別に梱包するものとする。

投票所委員会の委員長及び構成員は、開票報告書に署名するものとする。政党代理人は、立会人として開票報告書に署名することができる。

第124条

報告書の送付、送達及び受領の方法は、規則及び手続により定めるものとする。

第125条

政党代理人並びに国内及び国際監視人は、投票記録の引渡し又は受領に立会人として参加することができる。

第126条

コミュニケーション／サンカット選挙管理委員会は、すべての投票所委員会から記録その他の文書を回収し、そのコミュニケーション／サンカットの選挙結果を統合した記録を作成するものとする。統合記録は、4通作成するものとし、そのうち1通を国家選挙管理委員会に送付し、1通を関係する首都／州選挙委員会に送付し、1通をコミュニケーション／サン

カット選挙管理委員会の事務所に掲示し、また、1通を保管用として保持するものとする。

選挙結果又は特定の投票所での不正に対する不服がある場合、コミューン／サンカット選挙管理委員会は、これらの不服を解決する決定を行うため、直ちに公開の会議を開くものとする。

申立人は、コミューン／サンカット選挙管理委員会の決定に納得しない場合、自ら又は代理人により、首都／州選挙管理委員会に即時抗告する権利を有する。

第127条

首都／州選挙管理委員会は、コミューン／サンカット選挙管理委員会からすべての記録を回収し、それぞれの首都及び州の投票結果を統合した記録を作成するものとする。この統合記録は、3通作成するものとし、そのうち1通を、選挙人名簿、有効、無効及び未使用の投票用紙、該当する場合異議又は不服及びその他の文書を同封して、国家選挙管理委員会に送付し、1通を首都／州選挙管理委員会の事務所に掲示し、もう1通を保管用として保持するものとする。

第128条

選挙結果又は重大な不正に対する不服がある場合、首都／州選挙管理委員会は、当該不服に関して決定を下すため直ちに公聴会を開くものとし、その決定を選挙結果の統合記録に添付して国家選挙管理委員会に送付するものとする。

申立人は、首都／州選挙委員会の決定に納得しない場合、自ら又は代理人により、国家選挙管理委員会に直ちに不服を申し立てることができる。

国家選挙管理委員会は、選挙結果が有効であるか、再選挙を行うかを審査し、決定するものとする。

再選挙は、国家選挙管理委員会のこの決定から最大で8日以内に行われるものとする。

第129条

国家選挙管理委員会は、審査のため選挙結果をすべて回収し、結果に関して決定を下すものとする。

重大な不正がない場合、国家選挙管理委員会は、選挙結果の承認を公示するものとする。

選挙結果に影響を及ぼす重大な不正がある場合、国家選挙管理委員会は、関係する投票所又はすべての投票所の選挙結果を否認し、その旨を政党に伝えるものとする。この場合、その特定の投票所又は関係する投票所の再選挙は、決定後、最大で8日以内に行われるものとする。

第130条

選挙結果に関する審査及び決定後、国家選挙委員会は、国民議会議員の暫定選挙結果を開示するものとする。

暫定結果は1通を国王に、1通を憲法院に送るものとする。選挙に立候補するため登録した政党は、暫定選挙結果の写しを請求する権利を有する。

第131条

暫定選挙結果の公示後、選挙に立候補するため登録したすべての政党は、72時間以内に、委員会又は委員会の構成員が行った不正、その不正が発生した日付及び場所、立会人の名前及び住所を示すこと（その他の文書又は証拠を含む）により、国家選挙管理委員会又は直接憲法院に対して、選挙結果の全部又は一部に対する不服を申し立てることができる。

第132条

国家選挙管理委員会は、不服を受領後72時間以内に、不服に関する決定を行うものとする。

国家選挙管理委員会は、不服を受理できない決定を下す場合、以下を行うものとする。

- 一理由及び却下日を示した却下書を作成する。
- 一申立人又は政党に却下書の写しを提供する。
- 一申立人又は政党に対し、却下通知を受領後72時間以内に、本法第134条に従って憲法院に書面により抗告する権利を有することを伝える。
- 一情報として憲法院に却下書の写しを送付し、1通を保管用として保持する。

第133条

国家選挙委員会は、異議に相当の理由及び証拠があると判断した場合、事件に関する決定を行うため公聴会を開催するものとする。この場合、国家選挙管理委員会は、聴聞の日付及び場所を公示し、申立人又は政党に伝え、憲法院に通知するものとする。

申立人又は政党、及び関与した選挙管理委員会の構成員又は選挙管理委員会は、聴聞に出席するものとする。

国家選挙管理委員会は、異議を正当とした場合、以下を行うものとする。

- 一特定の投票所又は関係する投票所の投票結果を棄却し、その決定から8日以内に当該投票所又は関係する投票所で再選挙を行う。
- 一理由及び承諾日を示した承諾書を作成する。
- 一申立人又は政党に承諾書の写しを送付する。
- 一情報として憲法院に承諾書の写しを送付し、1通を保管用として保持する。

国家選挙管理委員会は、不服を棄却する場合、以下を行うものとする。

- 一理由及び棄却日を示した棄却書を作成する。
- 一申立人又は政党に棄却書の写しを送付する。

- －申立人又は政党に対し、本法第 134 条に従って、当事者又は政党は、棄却通知を受領後 72 時間以内に憲法院に書面により抗告する権利を有することを伝える。
- －情報として憲法院に棄却通知の写しを送付し、1 通を保管用として保持する。

第 134 条

国家選挙管理委員会に不服が棄却された者又は政党は、棄却通知を受領後 72 時間以内に憲法院に書面により抗告することができる。

憲法院は、抗告を受領後 10 日から 20 日以内に、抗告に関する決定を行うため公聴会を開くものとする。

憲法院の決定は最終的なものとする。

憲法院は、抗告を受理できないと判断した場合、以下を行うものとする。

- －理由及び却下日を記載した、抗告却下書を作成する。
- －抗告人又は関係する政党、及び国家選挙管理委員会に却下書の写しを送付する。
- －決定を公示し、記録として 1 通を保持する。

憲法院は、抗告に相当の理由及び証拠があると判断した場合、抗告の受領後 10 日から 20 日以内に、抗告に関して審査し、決定を下すため、公聴会を開くものとする。

A) 憲法院は、抗告を支持する場合、以下を行うものとする。

- －承諾の理由及び日付を示した承諾書を作成する。
- －抗告人又は政党に承諾書の写しを送付する。
- －国家選挙管理委員会にその投票所又はそれらの投票所の選挙結果を却下し、その決定から 8 日以内にその投票所又はそれらの投票所で再選挙を行うよう指示する決定を下す。
- －その決定を公示し、記録として 1 通を保持する。

B) 憲法院は、抗告を棄却する場合、以下を行うものとする。

- －理由及び棄却日を示した棄却書を作成する。
- －抗告人又は関係する政党、及び国家選挙管理委員会に写しを送付する。
- －その決定を公示し、記録として 1 通を保持する。

第 135 条

A) すべての不服が解決し、すべての選挙結果(該当する場合再選挙の結果を含む)を受領した後で、国家選挙管理委員会は、選挙結果を正式に公示し、各政党が得た有効票数に基づいて、選挙区ごとに各政党の議席数を割り当てるものとする。

首都及び州ごとの議席の各政党への割当は、以下に記述する段階を適用することにより、首都及び州における議席数及び選挙結果に基づいて、最大平均法に従って行うものとする。

第 1 段階：以下の公式に基づいて、首都／州の有効票の合計を首都／州に割り当てられた議席総数で割ることにより算出する、政党が議席を得るために必要な当選基数を

決定する。また、基数公式は、個々の首都／州ごとに個別に適用するものとする。

$$Q_t = \frac{V_v}{S_s}$$

この場合、

Q_t = 残りの小数に関わりなく、当選基数

V_v = その首都／州で選挙に立候補するすべての政党が得た有効票の総数

S_s = その首都／州選挙区に割り当てられた議席総数

第2段階：各政党が首都／州で得る予備的議席数を決定する。

以下の公式は、首都／州で選挙に立候補する個々の政党ごとに個別に適用するものとする。

$$N_s = \frac{V_v}{Q_t}$$

この場合、

N_s = 残りの小数に関わりなく、第3段階で示される必要な計算の前に、各政党が得ることができる議席数を表す割合

V_v = その首都／州で各政党が得た有効票数

Q_t = 第1段階で決定した当選基数

首都／州で選挙に立候補するすべての政党について、第2段階での議席の割当が行われた後、さらに割り当てる議席が残っていない場合、各党に帰属する議席数は、確定とみなされる。

首都／州で選挙に立候補するすべての政党について、第2段階の議席の割当が完了し、議席が残っている場合、残りの議席は、第3段階に定めた公式を適用して割り当てるものとする。

第3段階：残りの議席は、最高平均により、首都／州で正当な各政党に割り当てるものとする。

以下の公式は、首都／州で選挙に立候補する各政党に個別に適用するものとする。

$$H_a = \frac{V_v}{N_s + 1}$$

この場合、

H_a = 最高平均

V_v = 政党が得た有効票数

Ns = 第2段階で政党に割り当てた議席数

第3段階を用いてすべての適格政党に割当が完了した後で、1議席が残っている場合、その議席は、最高平均を獲得した政党に割り当てるものとする。

割り当てる議席が複数残っている場合、第3段階の公式を適用し、残りの1議席は、最高平均を獲得した政党に割り当てるものとする。その後、公式第3段階の最初の適用中に1議席を得た政党について、Nsの数值を(Ns+1)に増加してこの公式を再度適用するものとする。その後、1議席が、この公式を2回目に適用した結果、最高平均を獲得した政党に割り当てられるものとする。まだ議席が残っている場合、同じ計算を繰り返し、議席がなくなるまで、1度に1議席ずつ順に割り当てる。選出された国民議会議員は、本法第28条に規定したとおり、政党の候補者名簿に従って、最上位からの優先度の降順で宣言するものとする。

B) 政党の候補者名簿で選出された候補者が死亡した場合、議員立候補を辞任又は喪失した場合、同じ政党の候補者名簿で次に記載された候補者が、当該政党の議員として選出されたことを宣言するものとする。

C) 本条の第B号に述べた理由により、政党の候補者名簿に十分な候補者がいない場合、国家選挙管理委員会は、当該政党に対し、要請を受領してから14日以内に、その政党の名簿に追加する候補者のさらなる名前を提出するよう書面で要請するものとする。

名簿に追加された候補者の審査及び承認は、本法第23条、第24条、第25条、第26条、第28条、第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条で定めた規定に基づくものとする。

当該政党が、上記の時間枠内にかかる要請に応じない場合、又は空席を埋めるために必要な要件を満たせない場合には、当該政党は、空席を放棄したものとみなされる。

D) 政党が国民議会で1議席以上を得たが、国民議会でその議席を放棄することを宣言した場合、又は政党に関する法律に従って政党一覧からその立候補を剥奪された場合、選出を宣言された政党の候補者名簿又は当該政党の名簿上の候補者は、もはや有効又は適格ではない。

この場合、国家選挙管理委員会は、以下の段階を適用することにより、7日以内に、議席を放棄した政党を除いて、同じ首都/州で議席を得たその他の政党に空席を割り当てるものとする。

第1段階：以下の公式を用いて、1議席を得るために政党が必要とする当選基数を決定する。

$$Q't = \frac{V'v}{S's}$$

この場合、

$Q't$ = 残りの小数に関わりなく、当選基数

$V'v$ = その首都／州で議席を得るすべての政党が得た有効票の総数から、その首都／州で議席を放棄した政党の有効票数を差し引いたもの

$S's$ = その首都／州で放棄された議席数

第2段階:以下の公式を適用することにより、各政党が得る予備的議席数を決定する。

$$N's' = \frac{V'v}{Q't}$$

この場合、

$N's'$ = 第3段階で行う必要な計算の前にその首都／州で各政党が得る議席数

$V'v$ = その首都／州で各政党に投票された有効票の総数

$Q't$ = 第1段階で決定した当選基数

第2段階で議席の割当が行われた後で、さらに割り当てる議席が残っていない場合、首都／州で議席を放棄した政党を除き、首都／州ですべての政党が獲得した議席数は、この段階の決定で確定とする。

第2段階を適用した後、まだ割り当てる議席が残っている場合、残りの議席は、第3段階で示したとおり割り当てるものとする。

第3段階:残りの議席は、以下の公式を使用することにより最大平均に基づいて割り当てるものとする。

$$H'a = \frac{V'v}{N's'+1}$$

この場合、

$H'a$ = 最大平均

$V'v$ = その首都／州で各政党が得た有効票の総数

$N's'$ = 第2段階で政党が得る議席数

本条第9段落及び第10段落の第(A)号で概要を述べた方法は、第3段階の計算及びさらなる計算に適用するものとする。

E) 上記の公式を用いた計算の後で、複数の政党が同じ最大平均を有しており、残りの議席をいずれの政党にも割り当てることができない場合、その議席は、有効

票の最大数を獲得する政党に割り当てるものとする。政党が同数の有効票を得た場合、残りの議席は、国家選挙管理委員会の規則及び手続によって定められた、抽選に基づいて割り当てるものとする。

- F) 政党が1議席又はさらなる追加議席を得たが、その候補者名簿に議席を満たす十分な数の候補者がいない場合、本条第D号に定める手続を適用するものとする。
- G) 本条第A号に定める選挙結果に基づいて、国家選挙管理委員会は、各選挙区の投票結果を連続して公示することができる。
- H) 正式な選挙結果の公示前に、国家選挙管理委員会は、選挙に立候補するすべての政党の代表者に対し、印刷された投票用紙の数、使用された投票用紙の数及び残っている投票用紙の数を報告するものとする。

第136条

本法第4章及び第6章で規定した不服及び抗告に関する提起及び決定のため認められた期間には、正式な国民の祝日を含まないものとする。

第137条

投票、開票及び選挙結果の公示の間、国内の非政府組織若しくは協会、及びカンボジア王国で業務を行う国際的な協会若しくは組織、又は外国人は、本法第84条に定める規定に従って、中立かつ公平であるものとする。

上記第1段落の規定は、有効な法律に基づく表現の自由の行使を妨げないものとする。

第9章

議席の放棄及び国民議会議員の交代

第138条

カンボジア憲法、憲法院の構成及び運営に関する法律、国家選挙管理委員会の構成及び運営に関する法律、及び国民議会議員の選挙に関する法律に則って、選挙が、自由で、公明正大な方法で行われた後、また、国家選挙管理委員会が選挙結果を正式に公表した後、国民議会で1議席以上を獲得した政党は、以下のいずれかの場合、その議席を放棄したものとみなされる。

- 当該政党が、国王が招集した国民議会の最初の会期をボイコットした場合
- 当該政党が、各議員の委任の有効性を公示する国民議会をボイコットし、出席を拒絶した場合
- 当該政党が、宣誓式をボイコットし、出席を拒絶した場合

上記の場合、当選を公示された当該政党の候補者名簿及び候補者は、無効となり、資格を失う。

国民議会は、即時又は 24 時間以内に、国家選挙管理委員会に通知を行うものとする。国家選挙管理委員会は、国民議会から通知を受領後 72 時間以内に、上記第 1 段落に該当する議席を失った政党を除き、以下の段階に従って、同じ首都及び州の選挙で立候補する候補者を登録したその他の政党に当該空席を割り当てるものとする。

第 1 段階：以下の公式を用いて、1 議席を得るために政党が必要とする当選基数を決定する。

$$Q't = \frac{V'v}{S's}$$

この場合、

$Q't$ = 残りの小数に関わりなく、当選基数

$V'v$ = その首都／州で議席を得るすべての政党が得た有効票の総数からその首都／州で議席を放棄した政党の有効票を差し引いたもの

$S's$ = その首都／州で放棄された議席数

第 2 段階：以下の公式を適用することにより、各政党が得る予備的議席数の決定

$$Ns' = \frac{V'v}{Q't}$$

この場合、

Ns' = 第 3 段階で必要な計算を行う前にその首都／州で各政党が得る座席数

$V'v$ = その首都／州の各政党に投票された有効票の総数

$Q't$ = 第 1 段階で決定された当選基数

第 2 段階で議席の割当が行われた後で、さらに割り当てる議席が残っていない場合、首都／州で議席を放棄した政党を除き、すべての政党が首都／州で獲得した議席数は、この段階で決定されたとおり確定するものとする。

第 2 段階が行われたが、まだ割り当てる議席がある場合、残りの議席は、第 3 段階で示したとおり割り当てるものとする。

第 3 段階：残りの議席は、以下の公式を使用することにより最大平均に基づいて割り当てるものとする。

$$H'a = \frac{V'v}{N's + 1}$$

この場合、

H'a = 最大平均

V'v = その首都／州で各政党が得た有効票の総数

N's = 政党に割り当てられた議席数

上記第3段階に定める公式を用いた計算の後で、すべての適格な政党に対して1議席がある場合、当該議席は、最大平均を得る政党に割り当てるものとする。

割り当てる議席が複数残っている場合、第3段階の公式を適用し、最大平均を得た政党に1議席を割り当てるものとする。

その後、公式の最初の適用中に1議席を得た政党について、Nsの数值を1議席増加して、この公式を再度適用するものとする。よって、1議席は、この公式の2回目の適用により最大平均を獲得した政党に割り当てられる。まだ議席が残っている場合、同じ計算を繰り返し、議席がなくなるまで、1議席ずつ順に割り当てる。

上記公式の適用において、複数の政党が等しい結果を得て、いずれの政党にも残りの議席の割当を決めることができない場合、本法第135条第F号を適用するものとする。

政党の候補者名簿に十分な候補者がいない場合、国家選挙管理委員会は、当該政党に対し、通知の受領後48時間以内に候補者を追加するよう書面により通知を行うものとする。

政党は、上記の時間枠を守らない場合、その議席を放棄したものとみなされ、その議席は空席となるものとする。

第139条

国民議会議員は、以下のいずれかが生じた場合、その議員資格を失う。

- －死亡した場合
- －管轄省庁や機関から証明を受けた職業適性を失った場合
- －書面により国民議会議員を辞任した場合
- －重罪又は軽犯罪により禁錮刑の判決を受けた場合
- －自己の政党での党員資格を失った場合

国民議会議員が議会の終了の6か月前までに議員資格を失った場合、その政党は、再選挙を行うことなく、その選挙区の選挙に立候補した候補者名簿の順番に従って既存候補者の中から選択することにより、交代する新しい議員の指名を提案することができる。

第10章 罰則

第 140 条

その他の可能な刑事罰を除き、以下の行為のいずれかを故意に行った者は、国家選挙管理委員会により 500 万リエルから 1,000 万リエルの罰金を科されるものとする。

－登録受領書を発行したが、その国民の名前を選挙人名簿及び選挙人登録簿に記録することを拒絶すること。

－投票する資格を得るための要件を実質的に満たしていない者を故意に登録すること。

第 141 条

その他の可能な刑事罰を除き、選挙に関連する身分証明書類を偽造した者は、国家選挙管理委員会により 100 万リエルから 500 万リエルの罰金を科されるものとする。

第 142 条

その他の可能な刑事罰を除き、あらゆる諸悪の手段により以下を行った者に対しては、国家選挙管理委員会が 500 万リエルから 2,000 万リエルの罰金を科すものとする。

－投票する資格のある国民が投票の登録をすることを妨げるか、投票する資格のある国民が選挙人名簿及び選挙人登録簿に登録されることを阻止すること。

－選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の期間中、選挙人名簿の改訂及び選挙人登録の区域で、混乱を起こすか、通常の活動を妨げること。

－支持者又は選挙人にその他の候補者又は政党に対する虐待、脅迫又は暴力を行わせること。

－適格な選挙人が投票に行くことを妨げること。

－政党の候補者又は支持者が予定された選挙運動の活動を行うことを妨げること。

－投票の秘密における信用を失墜させること。

－混乱を生じさせ選挙における信用の失墜を招くこと。

－投票手続を中断させること。

－開票手続を中断させること。

－投票中の秩序を乱すこと。

－物的又は金銭的報酬を提供することにより票を買うこと。

上記第 1 段落に規定した刑事犯罪に加えて、上記の罪を犯した者は、国家選挙管理委員会がその名前の選挙人名簿からの除外又はその立候補の削除を行うものとする。

第 143 条

上記第 142 条に規定した刑事犯罪を行った者は、国家選挙管理委員会によりその立候補が削除され、又は 1,000 万リエルから 3,000 万リエルの罰金を科されるものとする。

第 144 条

本法が承認した場合を除き、不誠実に複数の選挙名簿に名前を登録しようとした者は、国家選挙管理委員会が 1 万リエルから 10 万リエルの罰金を科すものとする。

第 145 条

選挙関係文書、投票用紙を偽造したか、選挙結果に不正を働く策略を用いた者は、その他の刑事犯罪を除き、国家選挙管理委員会により 1,000 万リエルから 2,500 万リエルの罰金を科されるものとし、又は選挙人名簿からその名前を 5 年間削除されるものとする。

第 146 条

その他の刑事犯罪を除き、管轄当局の承認を得ずに又は法が認める理由なしに、刑法第 489 条（その他の攻撃用武器の製造又は密売）の管轄に該当する武器、爆発物、あらゆる種類の弾薬又は兵器を、第 52 条で規定した禁止区域及び期間に、第 112 条で規定した投票所の治安保護境界内に持ち込んだ者は、国家選挙管理委員会により 500 万リエルから 1,000 万リエルの罰金を科されるものとし、かつ、選挙人名簿からその名前を削除されるものとする。

犯人が国家選挙管理委員会の代理人又は職員、あらゆる水準の選挙管理委員会の代理人、職員又は構成員である場合、その者は、本条第 1 段落で定めた刑事犯罪に加えて、職務から名前を削除され、現在の選挙から開始して 10 年間、国家選挙管理委員会又はあらゆる水準の選挙管理委員会でのさらなる雇用を禁止とする。

第 147 条

国家選挙管理委員会は、公務員又は責任者が本法第 84 条に違反した場合、その者の名前を選挙人名簿から 5 年間除外するものとし、また、無給で欠員のある地位への配置から解雇に至る範囲の行政処分を行うよう、それぞれの機関の長に要請するものとする。

第 148 条

直接又は間接的に本法第 84 条の規定に違反した、国内の非政府組織又は協会及びカンボジア王国の領土で業務を行う国際的な協会又は組織は、国家選挙管理委員会により 1,000 万リエルから 2,000 万リエルの罰金を科されるものとする。

上記の責任によって、刑法が規定する上記と同一行為その他の犯罪に対する自然人の責任は免除されない。

第 149 条

国家選挙管理委員会は、カンボジア王国の領土にいる外国人に対し、政党又は候補者を支持する又はこれらに反対する選挙運動を意図して直接又は間接的に活動を行

った場合、500万リエルから1,000万リエルの罰金を科すものとする。

上記の行為を行った者は、移民法¹の規定に従ってカンボジア王国から追放することができる。

第150条

投票期間中に、あらゆる諸悪の手段により選挙人に自らの意思に反した政党を選択するため投票するように指示した、命令した、そそのかした、騙した又は何らかの行為をした者は、その他の刑事犯罪を除き、国家選挙管理委員会により500万リエルから1,000万リエルの罰金を科されるものとし、又は選挙人名簿からその名前を5年間除外されるものとする。

犯罪行為を行った者が国家選挙管理委員会又はあらゆる水準の選挙管理委員会の代理人又は職員である場合、職務からその名前が削除され、現在の選挙から開始して10年間、国家選挙管理委員会又はあらゆる水準の選挙管理委員会でのさらなる雇用を禁止される。

犯罪行為を行った者が選挙に立候補する候補者である場合、国家選挙管理委員会は、本条第1段落に規定した犯罪に加えて、その者の立候補を取り消すものとする。

第151条

投票箱又はその安全を維持する表示を故意に損傷、破壊又は悪化させたか、投票用紙が入っている投票箱を紛失、奪取、窃盗した、無理やり持ち去った又は破壊した者は、その他の刑事犯罪を除き、国家選挙管理委員会により1,000万リエルから2,500万リエルの罰金を科され、又は選挙人名簿からその名前を5年間除外されるものとする。

犯罪行為を行った者が国家選挙管理委員会又はあらゆる水準の選挙管理委員会の代理人又は職員である場合、職務からその名前が削除され、現在の選挙から開始して10年間、国家選挙管理委員会又はあらゆる水準の選挙委員会でのさらなる雇用を禁止とされる。

犯罪行為を行った者が選挙に立候補する候補者である場合、国家選挙管理委員会は、本条第1段落に規定した犯罪に加えて、その者の立候補を取り消すものとする。

第152条

あらゆる手段により、選挙運動及び投票中に、選挙に立候補する政党又は候補者を公然と侮辱したか、特定の民族、国籍、人種又は宗教の集団の構成員に対して差別を行うよう煽り立てた者は、その他の刑事犯罪に関わらず、国家選挙管理委員会により500万リエルから1,000万リエルの罰金を科され、かつ、書面による警告を受けるものとする。

上記の警告に従わない場合、国家選挙管理委員会は、選挙人名簿からその犯罪行為

¹ 英語名 Law on Immigration

を行った者の名前を5年間除外するものとし、また、その犯罪行為を行った者が選挙に立候補する候補者である場合、候補者名簿からその者の立候補を削除するものとする。

第153条

上記第152条に規定した犯罪を行った政党は、その他の犯罪に関わらず、国家選挙管理委員会により1,000万リエルから3,000万リエルの罰金を科されるものとし、又は選挙に立候補する政党一覧からその名称を削除されるものとする。

第154条

本法第78条又は第79条第2段落に違反した者は、国家選挙管理委員会から書面により警告されるものとする。

上記の警告に従わない場合、国家選挙管理委員会は、選挙人名簿からその犯罪行為を行った者の名前を5年間除外し、又は100万リエルから200万リエルの罰金を科すものとする。

第155条

選挙運動決起集会に関して本法第68条に違反したか、第72条第1段落に違反した者は、国家選挙管理委員会から書面により警告されるものとする。

上記の警告に従わない場合、国家選挙管理委員会は、その者に500万リエルから1,000万リエルの罰金を科し、かつ、選挙人名簿からその名前を5年間除外するものとする。

第156条

第155条に規定した犯罪を行った政党は、国家選挙管理委員会により1,000万リエルから2,000万リエルの罰金を科され、又は選挙に立候補する政党一覧からその名称を削除されるものとする。

第157条

本法第72条第2段落に違反した者は、国家選挙管理委員会により1,000万リエルから2,000万リエルの罰金を科されるものとする。

国家選挙管理委員会は、上記第1段落で規定した罰に加えて、選挙人名簿からその名前を除外するか、立候補資格を削除するものとする。

第158条

政党又は候補者に関する選挙運動の活動を行うため、国に属する資材又は交通手段を使用した者は、書面により警告されるものとする。

上記の警告に従わない場合、国家選挙管理委員会は、その者に500万リエルから

1,000 万リエルの罰金を科すものとする。

第 159 条

本法第 137 条に違反した国内の非政府組織又は協会及びカンボジア王国で業務を行う国際的な協会又は組織は、国家選挙管理委員会により 1,000 万リエルから 2,000 万リエルの罰金を科されるものとする。

上記の責任によって、上記と同一行為又は刑法が規定するその他の犯罪に対する自然人の責任は、除外されない。

第 160 条

投票所委員会の委員長は、選挙職員又は開票職員に指示を行ったか、これらを非難した政党代理人又は監視人に対し、書面による警告を発行するものとする。

上記の警告に従わない場合、国家選挙管理委員会は、その者に 100 万リエルから 1,000 万リエルの罰金を科すものとする。

第 161 条

国家選挙管理委員会の要請に応じて、公務員又は投票により公的な委任を受けた国民であって、その職務の枠内又は職務の遂行中に本章の規定に違反した者に対して、所轄官庁は有効な法律及び法的文書に準拠して懲罰を課す決定を行うことができる。

第 162 条

政党が行った犯罪は、当該政党のためにその組織又は代表者が行った犯罪とする。

政党の組織又は代表者とは、当該政党の定款に従って、政党の名前で意思決定を行う権利を保有する組織又は個人をいう。

第 163 条

本章の規定の実施において、国家選挙管理委員会が行う決定の様式及び手続は、国家選挙管理委員会が定めるものとする。

第 164 条

本章に規定した国家選挙管理委員会の決定により直接影響を受ける個人は、当該決定を受領した日から 72 時間以内に、憲法院に書面により不服を申し立てることができる。

憲法院は、不服を受領した日から 10 日以内に、上記不服に関して審査し、決定を下すものとする。

憲法院の決定は最終的とし、抗告の方法を遮断する。

第 165 条

国家選挙管理委員会又は憲法院が決定を下す手続的手順は、本章に定めた規定の違反が刑法に規定された犯罪である場合、刑事訴訟手続を妨げないものとする。

第166条

刑事訴訟法第8編第1部（総則）第1章（総則）、第3部（身体強制）第1章（身体強制）の規定は、罰金に関する決定が効力を発する場合に適用するものとする。

第11章 経過規定

第167条

国家選挙管理委員会は、第4期コミュニケーション／サンカット選挙管理委員会で使用する新しい選挙人名簿を作成し、第6期国民議会議員選挙で使用する2017年選挙人名簿及び選挙人登録を更新するものとする。

本条第1段落に定める選挙人名簿の作成において、国家選挙管理委員会は、本法第39条、第44条第1段落、第2段落、第3段落、第4段落及び第5段落、第46条、第47条、第48条、第49条及び第50条、並びに第51条第A号、第B号及び第C号の第1段落及び第2段落、及び第51条第D号第1段落に規定した原則に基づいて進めるものとする。

国家選挙管理委員会は、本条第1段落に規定した選挙人名簿を作成する基礎として、内務省が保有するクメール市民身分証明書のデータを使用すること、及び最新の選挙人名簿を使用することができる。

本条第1段落に述べた選挙人名簿を作成する形式、手続、日付及び時間枠は、国家選挙管理委員会の規則及び手続により定めるものとする。

第168条

選挙人登録の却下、選挙人登録に関する不服及び不服の解決、予備的選挙人名簿の掲示、選挙人名簿における名前の欠如に関する不服、又は選挙人名簿の選挙人登録若しくは名前の留保及び第167条で規定した新しい選挙人名簿の作成手続における正式な選挙人名簿の掲示に対する異議は、本法第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条及び第65条の規定に基づくものとする。

第169条

本法の規定に従って選挙人が選挙人名簿にその名前を登録されたが、クメール国民身分証明書を保持していない場合、当該選挙人は、選挙用の身分証明書類を使用することができる。

内務大臣及び国家選挙管理委員会の委員長は、コミューン／サンカット当局及びコミューン／サンカット選挙管理委員会に本条第1段落に規定した（選挙人の）身分証明書類を提示させる形式及び手続に関する共同指示を出すものとする。

第12章 最終規定

第170条

本法の規定に相反する規定は、無効とする。

第171条

本法は、緊急のものとして公布される。